

第 1 2 回金沢市教育委員会定例会議

- 1 日 時：平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日（水） 1 3 時 3 0 分～1 5 時 0 0 分（予定）
2 場 所：金沢市庁舎 2 階 2 0 1 会議室
3 審議等

	頁
議案第 3 3 号 平成 3 0 年度 県費負担教職員人事の内申の基本方針（案）について （学校職員課）・・・	1
議案第 3 4 号 「金沢市いじめ防止基本方針」改定について （学校指導課）・・・	3
議案第 3 5 号 金沢市文化財保護審議会への諮問について 【非公開案件】（文化財保護課）・・・	5
報告第 3 4 号 金沢子どもを育む行動計画 2018（仮称）案 について [中間報告] （教育総務課）・・・	6
報告第 3 5 号 金沢市公文書館（仮称）整備基本計画検討委員会からの要望について （教育総務課）・・・	1 3
報告第 3 6 号 平成 3 0 年度金沢ベーシックカリキュラム策定について （学校指導課）・・・	1 5
その他	
（1）キゴ山ふれあい研修センターのプラネタリウム投映休止について	
（2）次回の定例会議の日程について	

平成30年度 県費負担教職員人事の内申の基本方針(案)について

平成29年12月20日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

平成30年度 県費負担教職員人事の内申の基本方針（案）

金沢市教育委員会

児童生徒一人一人の豊かな人間性を育む教育、確かな学力を育む教育、健康や体力を育む教育、ふるさと金沢の個性を生かした教育を推進するとともに、特別支援教育の充実を図り、家庭、地域と連携したひとづくりに取り組むなど、信頼される学校づくりをめざし、本市の教育施策を実現するために、以下の方針に基づき人事異動の内申を行う。

- (1) 明日を切り拓くために大切な「心」と「力」を身につけた児童生徒の育成を図るため、学校の実情を考慮した人事配置に努める。
- (2) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の適性に応じた適材適所の人事配置に努める。
- (3) 学校教育の充実を図るため、学校が組織として機能する人事配置に努める。
- (4) 教職員が多様な経験ができるよう、校種間、教育行政との人事交流の促進に努める。

「金沢市いじめ防止基本方針」改定について

平成 29 年 12 月 20 日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

「金沢市いじめ防止基本方針」改定について

平成25年9月施行の「いじめ防止対策推進法」附則第二条の規定を踏まえ、平成29年3月に文部科学省は、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定するとともに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定したことから、本市の「いじめ防止基本方針」の改定が必要となったものである。

＜改定の主な内容＞

従来の方針に、主に次の「5点」と「その他」の事項について、追加・拡充する。

1 学校評価の評価項目に位置づけること

- ・学校評価の評価項目に位置づけ、取組状況や達成状況を評価・改善すること
→P. 8、14
- ・学校いじめ防止基本方針が機能しているか点検、見直し、改善等（PDCA）を図ること→P. 8

2 情報の抱え込みを防止すること

- ・組織的に対応できる体制を維持すること→P. 9
- ・些細な兆候を含め、複数教員で関わり組織的な対応を行うこと→P. 12

3 いじめが「解消している」状態の要件が追加されたこと

- ・解消のための2つの要件を明記→P. 5
 - (1) 行為が止んでいる状態（相当の期間継続）
※相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安
 - (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
※被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等で確認

4 インターネット上のいじめについて、理解させる取組を実施すること

- ・ネットいじめの特徴を具体的に記載→P. 3、13
- ・相談機関の追記と周知→P. 20

5 重大事態ガイドラインの明記及び参酌することを追記

- ・いじめの重大事態について、「国のいじめ防止基本方針」及び「重大事態ガイドライン」に基づき対応を行うこと→P. 1、15

その他

(1) 「障害のある児童生徒等への支援」について追加

- ・障害の特性への理解をすすめること→P. 10
- ・帰国子女、震災いじめ、LGBT等の明記→P. 10

(2) 本市のいじめに関する事業や国の方針改定に伴う文言等の追加・修正

- ・学習スタイル、危機管理アドバイザー、hyper-QU、絆会議、自殺予防の明記、複数回の校内研修会実施等の本市事業の追加・修正→P. 6、14など
- ・関係機関（警察など）との適切な連携を図るため、日頃より情報共有体制を構築しておくこと、「早期対応」→「事案対処」、「関係機関との連携」、「主幹教諭」等の明記・追加→P. 4、8など

金沢市文化財保護審議会への諮問について

【非公開案件】

平成 29 年 12 月 20 日提出

金沢市文化スポーツ局

局長 嶋浦 雄峰

金沢子どもを育む行動計画2018（仮称）案 について [中間報告]

平成29年12月20日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

金沢子どもを育む行動計画 2018（仮称）案 について [中間報告]

1 概要

子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例(金沢子ども条例)に基づく行動計画である「金沢子どもを育む行動計画 2013」の計画期間が今年度をもって終了することから、平成 30 年度を初年度とする新しい行動計画を策定する。

2 新行動計画の期間

平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間

3 検討経過

(1) 第 1 回金沢子どもを育む行動推進委員会の開催（平成 29 年 7 月 25 日開催）

- ・ 金沢子どもを育む行動計画 2013 の取り組み状況について
- ・ 金沢子どもを育む行動計画 2018（仮称）策定の基本方針等について
- ・ 素案の検討のためワーキングチームの設置

(2) 家庭・地域・企業ワーキングの開催（8 月 29 日から 10 月 24 日まで 3 回開催）

- ・ 家庭・地域・企業の各行動指針 素案の検討

(3) 学校ワーキングの開催（8 月 30 日、10 月 5 日の 2 回開催）

- ・ 学校の行動指針 素案の検討

(4) 庁内プロジェクトチームの開催（10 月 20 日開催）

- ・ 行政の行動計画 素案の検討

(5) 第 2 回金沢子どもを育む行動推進委員会の開催（平成 29 年 11 月 29 日開催）

- ・ 金沢子どもを育む行動計画 2018（仮称）案の検討

4 新行動計画（案）

別紙資料参照

5 今後のスケジュール

12 月 19 日～1 月 17 日	パブリックコメントの実施
1 月～2 月	パブリックコメント実施結果を踏まえ最終案検討
2 月	第 3 回推進委員会の開催（最終案の審議）
3 月	新行動計画の完成

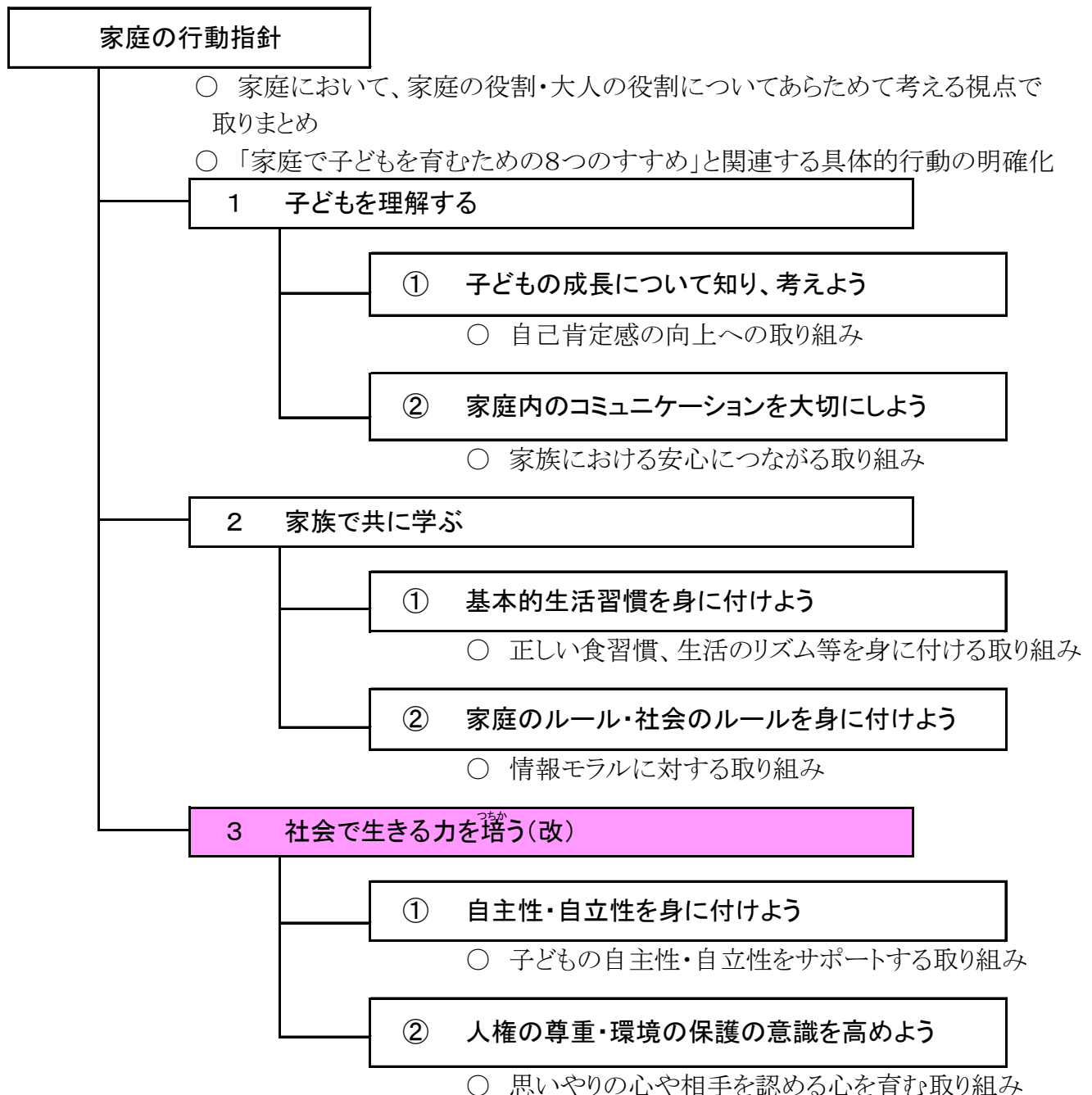
【新行動計画策定の基本方針】

- ・ **子どもを育む大人の責任の明確化**
子どもたちの健やかな成長の基盤である家庭や、家庭を中心とした地域社会、企業、学校等の大人一人ひとりが責任を自覚し子どもとの関わりを深め、具体的に行動する。
- ・ **子どもの幸せと健やかな成長に向けた連携・協力の推進**
すべての子どもの幸せと健やかな成長を図るという共通目的の下、家庭、地域、企業、学校等が更に連携・協力を図る。
- ・ **他の計画等との効果的な連携**
金沢市教育行政大綱等の基本理念や各種施策等との効果的な連携を図る。

【新行動計画の見直しの方向性】

教育分野はもとより、関連する福祉、保健、安全安心などの幅広い分野について、金沢市教育行政大綱等との整合性も図りながら、各行動指針の充実を図る。

【新行動計画（案）の主な内容】



地域の行動指針

- 地域で子どもを育てる意識の向上や、家庭、地域、学校等の連携促進による□
地域の教育力の向上を通じた地域コミュニティの活性化。

1 みんながもっと集まる

① 大人同士が顔の見える関係づくりを進めよう(改)

- 保護者や住民との情報交流

② 地域の子どもと交流しよう(改)

- 世代間交流による地域のつながりの促進

③ 「家庭」と「家庭」の交流を深めよう

2 大人と子どもが互いに知り合う

① 子どもの意見・考えを知ろう

② 子どもと大人が共に育とう

3 地域コミュニティを活性化する(新)

① 地域全体で子どもを見守ろう(改)

- 地域で子どもを育てる取り組みの実践
- 地域学校協働活動への参加

② 大人は子どもの手本となり社会のルールはみんなで守ろう

③ 地域の一員としての人づくりを進めよう

- 地域の指導者の活動継続のための取り組み
- 地域への愛着を深めるための取り組み

企業の行動指針

- ワークライフバランスの推進の観点から、子どもの育成に果たす企業の役割についてさらに認識を深めるとともに、家庭、地域、学校や行政との一層の協力・協働関係の構築。

1 家庭とともに

① 働く保護者への配慮に努めよう

- 長時間労働など働き方の見直し
- 育児休暇などの福利厚生制度の向上と利用促進

② 企業の役割について認識を深めよう

- 従業員が家庭における子育てや地域の行事に参加しやすい職場環境づくり

2 地域とともに

① 地域との関わりを深めよう

- 従業員に地域活動への参加を奨励

② NPOや青少年育成団体への支援に努めよう

- イベントへの物的・人的支援

3 学校・行政とともに

① 学校との関わりを深め、教育活動を支援しよう

- 職場体験の受け入れや講師の派遣

② 学校・行政との情報交換に努めよう

- 学校・行政との連携強化

学校の行動指針

- 子どもたちの確かな学力と豊かな心、健やかな体を育む。
- 認定こども園を明記。

1 小学校・中学校の行動指針

- 新学習指導要領を踏まえた取り組みや、金沢型学校教育モデルの実践に関する取り組みなどを追加

① 確かな学力の向上を図ります

- 金沢ベーシックカリキュラムを基準に特色ある教育課程の編成
- 金沢型学習スタイルに基づく学習指導の改善
- 金沢型小中一貫教育による系統的・連続的教育の実践

② 豊かな心と社会性を育成します

- 道徳の教科化に伴う指導方法等の改善
- 金沢ふるさと学習や金沢「絆」活動の実践

③ 健康な体づくりを推進します

- 体力の向上と健康・安全教育の充実

④ 信頼される学校づくりを推進します

- 学校運営協議会を通じた保護者・地域住民の教育活動への参加の推進

⑤ 教員としての資質向上に努めます

- 校内研修の充実や校内OJT体制の構築

⑥ 責任ある学校経営を推進します

- 組織的な学校経営と安全管理の徹底

2 幼稚園・保育所等の行動指針(改)

- 保育の質の向上に向けた組織的な取り組み

① 生きる力の基礎を育てます

- 教育プラザや幼稚園・保育所・認定こども園相互の連携

行政の行動計画

- 子ども条例や行動計画策定の基本方針等を踏まえ体系を整理。
- 子どもを取り巻く様々な社会環境等の変化を踏まえ、現行動計画策定後の施策等を盛り込むとともに、内容を精査。

1 家庭教育の充実及び子どもの育成に関する家庭への支援

- 家庭教育の推進
- 子育て支援の充実

2 子どもの育成に関する地域の活動への支援

- 地域コミュニティ活動への支援
- 学校、家庭、地域の連携促進による協力体制の推進

3 学校教育等の充実

- 豊かな人間性を育む教育の推進
- 確かな学力を育む教育の推進
- 健康や体力を育む教育の推進

4 子どもの育成への企業の関わりの促進

5 子どもの育成に関する自主的な市民活動の促進

- 多様な世代の交流活動の促進

6 子どもの体験活動の充実や自主的な活動への支援

- 読書活動、社会体験活動、スポーツ活動、科学活動等の更なる充実

7 子どもの育成のための総合的な相談・研修の充実・強化

- 子育て総合相談・支援体制の充実・強化
- 教職員・保育職員研修の充実・強化

8 金沢子ども週間の普及・啓発

金沢市公文書館（仮称）整備基本計画検討委員会からの要望について

平成29年12月20日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

金沢市公文書館（仮称）整備基本計画検討委員会からの要望について

金沢市公文書館（仮称）整備基本計画検討委員会から、公文書館の整備について要望があったことから、今後、このことを踏まえ、中央地区教育施設再整備検討懇話会において検討する。

1 要望の概要

玉川こども図書館の改築に併せ、公文書館が同一建物内に整備されることが望ましい

2 理由

- ・藩政期の古文書を保存する近世史料館、郷土資料を保存する玉川図書館とは深く関連性があり、利用者にとっての利便性向上を図ることができる
- ・各館相互の情報交換、人的交流など、運営面において効果的な連携協力を促進することができる
- ・歴史的、文化的な価値の高い資料を備えた施設が集約され、本市の知的資源の集積を図ることができる
- ・玉川こども図書館との併設により、子供たちに本市の歴史や市政に興味関心をもってもらえるよう、様々な仕掛けを行いやすい環境となる など

(参考) 公文書館整備概要 (床面積計 約 400 m²)

- ・ 閲覧室等 (受付、閲覧室等)
- ・ 書庫
- ・ 作業室 (文書の選別や補修等)

3 中央地区教育施設再整備検討懇話会の開催状況

第1回 平成29年10月2日(月) 13:30～

- (1) 中央地区の教育施設再整備の必要性
- (2) 中央地区での中学校の新設に向けた考え方
- (3) 懇話会での検討事項、今後の予定

第2回 平成29年11月30日(木) 15:00～

- (1) 他都市の事例の視察
 - ・ 埼玉県和光市立下新倉小学校、和光市図書館下新倉分館
 - ・ 埼玉県志木市立志木小学校、いろは遊学図書館、いろは遊学館
 - ・ 品川区立第一日野小学校、五反田図書館、五反田文化センター (報告)
- (2) 金沢市公文書館（仮称）整備基本計画検討委員会からの要望について

第3回 平成29年12月20日(水) 10:00～

- (1) 中央地区での教育施設の再整備に係る課題と対応
- (2) 今後の予定

平成30年度金沢ベーシックカリキュラム策定について

平成29年12月20日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

平成30年度金沢ベーシックカリキュラムの策定について（概要）

1 策定の趣旨

金沢ベーシックカリキュラムは、全小・中学校の基準となる知・徳・体の調和のとれた特色ある教育課程であり、学習指導要領及び採択された教科書に対応した各教科の教育課程に加え、道徳教育、人権教育、健康教育の年間指導計画例を示している。

平成30年度より本市小学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科書に対応した教育課程の基準を策定するとともに、次期学習指導要領の移行措置に対応した内容を省略・追加する。

各学校においては、これを基準として、児童生徒の実態や地域の特色等を踏まえ、特色ある学習内容を加えて、学校独自の教育課程を編成・実施する。

2 新たに策定する教科

小学校「特別の教科 道徳」

3 策定内容

学年ごとに以下の内容を盛り込んだ「年間指導計画（例）」を作成する。

(1) 番号、主題名、教材名、ページ、内容項目、指導時期（月）

(2) 目標

(3) 主な学習内容

(4) 金沢市の児童の実情に即した重点、指導上参考となること、関連する内容

・平成28年度全国学力・学習状況調査児童質問紙調査の結果から、金沢市の児童の実情に即して重点的に指導したい内容について、㊦として記載している。

【質問】家の手伝いをしている。(市79.3 国82.8) ㊦「家族内の自分の役割」

【質問】自分には良いところがあると思う。(市74.2 国76.3) ㊦「自分のよさ」

【質問】人が困っているときは進んで助けている。(市82.0 国84.6)

㊦「相手への親切心」

【質問】将来の夢や目標を持っている。(市82.8 国85.3) ㊦「将来の夢や目標」

・教科書に掲載されている「学習の手引き」「心のベンチ」の活用方法や、教材に興味を持たせるための指導の工夫についてなど、指導上参考となることについて、㊧として記載している。

・「金沢子どもかがやき宣言」の宣言文や、金沢市が作成した副読本「のびゆく金沢」「華やか金沢」「英語科副読本」等の内容と関連して指導することができることについて、㊨として記載している。

4 次期学習指導要領移行措置に対応した内容を省略・追加する教科

(1) 小学校

国語科、社会科、算数科、理科、英語科

(2) 中学校

社会科

5 学校の取組

・小学校「特別の教科 道徳」、移行措置に対応した内容を省略・追加した各教科の教育課程について、本カリキュラム「特色ある学習内容」欄に、学校独自の学習内容等を追加する。

金沢ベーシックカリキュラム 道徳科 4年（抜粋）

4	1	1 身近なことへのかんしゃ ～朝がくると～ p.6～7	【B- (7)】感謝
		○目標	・主な学習内容
		○自分の生活を支えてくれる存在に気づき、そのことが当たり前だと思うのではなく、感謝の心をもって生活していこうとする態度を養う。	・一日の生活の様子をふり返る。 ・「ぼくが作ったのでもない」ものについて、「ぼく」はどんなことに気づいたか考え、話し合う。 ◎自分たちの生活を支えてくれている人たちは、どんな思いで仕事をしているのか考え、話し合う。 ・「ぼく」はどんな大人になりたいと考えたか考え、話し合う。 ・家族や地域の人、お年寄りに対して、気づかないでいた「ありがとう」をたくさん探し、考えたことをまとめる。 ・教師の説話を聞く。 ㊦ 家族内の自分の役割 ㊧ 金沢子どもかがやき宣言六
			特色ある学習内容 「金沢子どもかがやき宣言」や、金沢市が作成した副読本「のびゆく金沢」「華やか金沢」「英語科副読本」等との関連について、㊧として記載している。

H28全国学力・学習状況調査児童質問紙調査の結果から、金沢市の児童の実情に即して重点的に指導したい内容について、㊦として記載している。

【質問】家の手伝いをしている。(市79.3 国82.8)

㊦ 「家族内の自分の役割」

【質問】自分には良いところがあると思う。(市74.2 国76.3)

㊦ 「自分のよさ」

【質問】人が困っているときは、進んで助けている。(市82.0 国84.6)

㊦ 「相手への親切心」

【質問】将来の夢や目標を持っている。(市82.8 国85.3)

㊦ 「将来の夢や目標」

5	1	6 相手のことを考えて ～ちこく～ p.26～31	【B- (10)】相互理解, 寛容
		○目標	・主な学習内容
		○相手の立場や状況を理解することの大切さについて考えることを通して、互いを理解し尊重し合おうとする態度を養う。	・理由を確かめずに、相手に腹を立ててしまったことはあるか思い出す。 ・こう太の行動でよくないところはどこか考え、話し合う。 ・こう太には、どんな考えが足りなかったのか考え、話し合う。 ◎相手を許すこと、わかり合うことの大切さについて考え、話し合う。 ・いじめや仲間外しをせず、相手と仲よく活動するために、どのような気持ちや考え方を大切にしようと思うか考えたことをまとめる。 ・教師の説話を聞く。 ㊨ 相手のことを考えるということについて「学習の手引き」にあるように、ペアやグループで話し合う。
		「学習の手引き」「心のベンチ」の活用方法や、教材に興味を持たせるための指導の工夫について、指導上参考となることを㊨として、記載している。	

キゴ山ふれあい研修センターのプラネタリウム投映休止について

キゴ山ふれあい研修センター天文学習棟のプラネタリウムのリニューアルに伴い、機器更新期間の投映を休止する。

1 休止期間

平成29年12月26日（火）～平成30年3月末（予定）

2 現プラネタリウムのさよなら投映会の開催

日 時 平成29年12月24日（日） 10:30～12:00

場 所 天文学習棟プラネタリウム内

内 容 現プラネタリウム（コスモリープ10）の解説と投映

参加募集 平成29年12月19日（火）から先着順（定員70名）

3 新プラネタリウムの概要

（１）機器の特長

プラネタリウム恒星投映機 MEGASTARシリーズ（有限会社大平技研 製）

- ・世界初となる最新型を導入
- ・投映恒星数500万個（現行機種 約7千個）
- ・光学式とデジタル式を組み合わせたハイブリッド式
- ・最新の天文情報を随時更新可能

（２）投映開始時期

平成30年4月（予定）

資	料
---	---

議案第34号

「金沢市いじめ防止基本方針」改定について

金沢市いじめ防止基本方針（案）

平成26年2月

金沢市教育委員会

（改定 平成 年 月 日）

はじめに

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や地域、学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

このような中、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月28日に公布され、同年9月28日に施行された。

さらに、同年10月11日には、法第11条第1項の規定に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。

金沢市では、「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」（金沢子ども条例）を制定しており、子どもの人格を尊重し、子どもが憲法や子どもの権利条約に規定されている様々な権利を有していることを認識して、自ら考え判断し行動する力や、健やかで思いやりの心などを持つ子どもを市民みんなで育てていくことを目指してきた。

金沢市教育委員会では、いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであるとの認識の下、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を学校教育全体を通じて児童生徒一人一人に徹底するよう指導してきた。さらに、平成18年度には関係機関との連携によるいじめの問題への対応に資する「いじめ対策サポートチーム」を、平成25年度にはいじめ等の生徒指導の諸問題について、学校への指導・助言を行う「生徒指導支援室」を設置し、学校におけるいじめの防止等の取組を支援してきた。

このたび、平成29年3月16日「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定に伴い、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめの問題への対応について、さらなる充実を図るため、平成26年2月に策定した「金沢市いじめ防止基本方針」を見直すものである。

目 次

第 1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	金沢市いじめ防止基本方針策定の目的	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの理解	2
(1)	いじめの基本的な考え方	2
(2)	犯罪につながるいじめ	3
(3)	インターネットを通じて行われるいじめの特徴	3
4	いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
(1)	いじめの未然防止	4
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめへの対処	4
(4)	学校・家庭・地域との連携	4
(5)	関係機関との連携	4
(6)	いじめが「解消している」状態	5
①	いじめに係る行為が止んでいること	
②	被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと	
第 2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1	金沢市が実施する施策	5
(1)	金沢市いじめ問題対策連絡協議会の設置	5
(2)	金沢市いじめ防止等対策委員会の設置	6
(3)	金沢市教育委員会が実施する施策	6
①	いじめの未然防止・早期発見に関すること	
②	いじめへの対処に関すること	
③	学校評価及び学校運営改善に関すること	
2	学校が実施すべき施策	8
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	8
(2)	いじめ問題対策チーム設置（常設）	8
①	目的	

②	構成	
③	役割	
(3)	いじめの防止等の取組の基本的な考え方	9
①	いじめの未然防止	
②	いじめの早期発見	
③	いじめへの対処	
(4)	いじめの防止等の具体的な取組	13
①	授業改善に関わる取組	
②	道徳教育や人権教育等の充実	
③	自己有用感や自己肯定感を育む取組	
④	児童会や生徒会の取組	
⑤	情報モラル教育の充実	
⑥	アンケートや教育相談	
⑦	校内研修の実施	
⑧	家庭や地域との連携	
⑨	年間指導計画の作成と評価	
3	重大事態への対処	15
(1)	重大事態の発生と報告	15
①	重大事態の意味	
②	重大事態の報告	
(2)	学校又は教育委員会による調査	15
①	調査の趣旨及び調査主体	
②	調査を行うための組織	
③	事実関係を明確にするための調査の実施	
④	その他留意事項	
(3)	調査結果の提供及び報告	17
①	いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供	
②	調査結果の報告	
(4)	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	18
①	再調査	
②	再調査の結果を踏まえた措置等	
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	19
1	金沢市いじめ防止基本方針の検証と見直し	19
2	学校いじめ防止基本方針の策定状況の確認と公表	19
3	主な相談機関の案内	20

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 金沢市いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、健やかに成長するためには、学校、家庭、地域その他関係機関が連携して、いじめの防止及び解決を図らなければならない。

金沢市いじめ防止基本方針（以下「金沢市基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法第12条（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）やいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「重大事態ガイドライン」という。）を参酌して、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの態様】

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

（「国の基本方針」文部科学省）

【本基本方針で使用する用語の略称について】

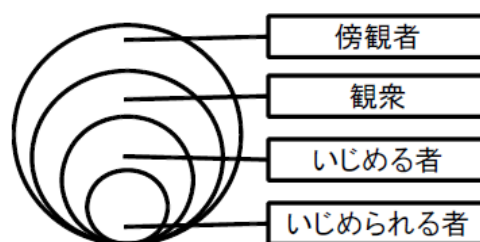
- ・「法」…いじめ防止対策推進法
- ・「国の基本方針」…いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）
- ・「重大事態ガイドライン」…いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月策定）
- ・「金沢市基本方針」…金沢市いじめ防止基本方針
- ・「学校基本方針」…学校いじめ防止基本方針
- ・「連絡協議会」…金沢市いじめ問題対策連絡協議会
- ・「対策委員会」…金沢市いじめ防止等対策委員会
- ・「教育委員会」…金沢市教育委員会
- ・「生徒指導支援室」…金沢市教育委員会学校指導課生徒指導支援室
- ・「研修相談センター」…金沢市教育プラザ研修相談センター

3 いじめの理解

(1) いじめの基本的な考え方

- ・いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」に関しては、多くの児童生徒がいじめられる側、いじめる側を入れ替わりながら経験するものである。
- ・「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。

- ・いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っているものである。また、学



「いじめの四層構造」

- 級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)も深く影響している。
- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるものである。例えば、けんかやふざけ合いであっても児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断して対応し、場合によっては「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

【いじめは笑いに隠される】

- ・いじめられる児童生徒は、自分がいじめられているという事実を認めたくないと思い、いじめという行為を「冗談」や「遊び」に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうすることがある。
- ・このことが、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教師によるいじめ発見を難しくさせることがあるだけでなく、いじめる児童生徒から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。

(「いじめを見逃さない学校づくり」H24.10 石川県教育委員会)

(2) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【学校において生じる可能性がある犯罪行為等について（事例）】

- ・同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする→【暴行】（刑法第 208 条）
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる→【傷害】（刑法第 204 条）
- ・プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする
→【暴行】（刑法第 208 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる
→【強要】（刑法第 223 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る→【強制わいせつ】（刑法第 176 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる→【恐喝】（刑法第 249 条）
- ・教科書等の所持品を盗む→【窃盗】（刑法第 235 条）
- ・自転車を故意に破損させる→【器物損壊】（刑法第 261 条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅す→【脅迫】（刑法第 222 条）
- ・校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く→【名誉毀損、侮辱】（刑法第 230 条、231 条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る→【脅迫】（刑法第 222 条）
- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く
→【名誉毀損、侮辱】（刑法第 230 条、231 条）
- ・携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→【児童ポルノ提供等】（児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条）

（「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」H25. 5. 16 文部科学省）

(3) インターネットを通じて行われるいじめの特徴

インターネット上でのメールやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）^{※1}等を利用したいじめは、次のような理由から、特に大人の目に触れにくく、より一層発見が難しい。

- ・匿名性の高さから、不特定多数の者によって安易に誹謗・中傷等の書き込みが行われる。
- ・情報のやり取りが容易に速くできるため、いじめが思わぬ速さで深刻化する。
- ・画像や動画の所持・加工・拡散といった二次的な被害が生じやすく削除が困難である。
- ・パスワードをかけた仲間内で発生していることがある。 等

インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることから、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うことが必要である。

※1 「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）」…参加者が互いに友人を紹介し合って、新たな友人関係を広げることを目的に設けられたインターネット上のサイトのこと。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全児童生徒を対象として未然防止の取組を行うことが、最も合理的かつ有効な対策である。そのため、ささいな行為がいじめにつながるような潤いに満ちた土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談電話窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭や地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図ることが必要である。

(4) 学校・家庭・地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が必要である。例えば、学校がPTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題に対し、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局の人権擁護機関等）との適切な連携を図るため、日頃より情報共有体制を構築しておくことが必要である。

(6) いじめが「解消している」状態

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つ要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることとする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ問題対策チームの判断により、より長期の期間を設定する。教職員で、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとする。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ問題対策チームにおいて、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、全教職員で、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を、日常的に注意深く観察する。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 金沢市が実施する施策

(1) 金沢市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関が情報を共有し、連携強化を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、その他の関係者により構成される、「金沢市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する^{※2}。

※2 「金沢市いじめ問題対策連絡協議会条例」第1条（H26.4.1 施行）

(2) 金沢市いじめ防止等対策委員会の設置

市は、法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、「金沢市いじめ防止等対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する^{※3}。

この対策委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

(3) 金沢市教育委員会が実施する施策

① いじめの未然防止・早期発見に関すること

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの未然防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ・道徳教育について専門性を高める研修及び道徳教育推進教師連絡会の開催等

イ 児童生徒の自主的活動の支援及び児童生徒・保護者・教職員への啓発等

いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

- ・金沢「絆」会議の開催、ホームページによる発信等

ウ 児童生徒に対する定期的な調査の実施

いじめの未然防止・早期発見を図り、児童生徒の実態把握に努め、定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

- ・金沢市いじめアンケートの実施、hyper-Qアンケートの実施等

エ 児童生徒・保護者・教職員のための相談体制の整備

児童生徒及びその保護者並びに教職員が、連絡協議会等との連携を含め、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

- ・学校指導課生徒指導支援室（以下「生徒指導支援室」という。）の設置、いじめ電話相談、こども専用相談ダイヤル、金沢市教育プラザ研修相談センター（以下「研修相談センター」という。）による教育相談、スクールカウンセラーの配置、心の絆サポーター・危機管理アドバイザーの派遣等

※3 「金沢市いじめ防止等対策委員会条例」第1条（H26.4.1 施行）

オ 研修等の実施

教職員に対し、**自殺予防教育を含めた**いじめの防止等のための対策に関する研修及び担当者連絡会の実施など、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

- ・いじめ防止研修、生徒指導主事研修、生徒指導主事連絡協議会の開催等

カ インターネットを通じて行われるいじめの問題への対応

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・**いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）**のために必要な措置を講ずる。

また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、児童生徒のインターネット使用状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

- ・石川県教育委員会「ネット**チェック**カードいしかわ」等との連携、ネットいじめ防止講演会の開催、金沢市「携帯電話・インターネット」アンケートの実施、**相談連絡先の周知**等

② いじめへの対処に関すること

ア いじめの通報を受けたときの措置

- ・教育委員会は、学校からの報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。この調査については、必要に応じ、対策委員会を活用する。

イ 関係機関と連携した指導・助言

- ・教育委員会は、いじめについて学校だけでの対応が困難な場合や複数の関係機関等の協力を得ることが必要な場合には、生徒指導支援室が、研修相談センター心理士や地域教育センター少年補導担当所長、児童相談所**等**と連携し、いじめの防止等の対策や学校体制づくりについて指導・助言を行う。

ウ 児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置

- ・教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。**また、場合によっては就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。**

③ 学校評価及び学校運営改善に関すること

ア 学校評価等の留意点

- ・教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、**日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。**加えて、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。
- ・教育委員会は、教員アンケートにおいて、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、各学校に必要な指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、**学校評議員等との連携を図りながら、学校運営の改善に向けた指導・助言を行う。**

2 学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条に基づき、国の基本方針と金沢市基本方針を参酌して、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。その内容としては、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・**事案対処**の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等などを具体的に定めたり、これらに関する年間計画（**学校いじめ防止プログラム等**）を定めたりすることが考えられる。また、**学校基本方針は、学校ホームページへの掲載その他により、入学時・各年度の開始時に児童生徒や保護者等に対して、説明・周知するものとする。**

(2) いじめ問題対策チームの設置（常設）

学校は、法第22条に基づき、**いじめの防止**、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、中核となる「いじめ問題対策チーム」を置く。

① 目的

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うことや、いじめの早期発見・事案対処に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。また、必要に応じて、学校基本方針が適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見

直し（P D C Aサイクルの実行）を行うこととする。

② 構成

校長をトップに、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、部活動総括担当者等とし、各学校の実情に応じてスクールカウンセラー、学校医等の必要と思われる教職員や専門的知識を有する者等を加え構成する。

また、必要に応じて学級担任や教科担任等が加わるものとする。校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会（部会）扱いとして組織図に位置づける。

※いじめ問題対策チームを「常設する」とは、

会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。

そのために、校長等管理職に教職員や児童生徒の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめの問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめの問題に係る情報を一人で抱え込むことなく組織的に共有し、即応できる体制を維持すること。

③ 役割

- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談の受け入れ及びその集約（情報収集・共有化等）
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約（事実関係の把握・組織的判断等）
- ・発見されたいじめ事案への対応（情報の集約と記録・共有化等）
- ・重大事態への対応

(3) いじめの防止等の取組の基本的な考え方

① いじめの未然防止

未然防止の基本は、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていくことである。

ア いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりする。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行った児童生徒や、周りで見えたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けた児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

イ 分かる授業づくりの推進

児童生徒が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくことが大切である。

また、「自分でみんなで考える金沢型学習スタイル」（平成27年12月 金沢市教育委員会）を参考に、授業改善を推進することが必要である。

ウ 障害のある児童生徒等への支援

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差等から、いじめが行われることのないよう外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、LGBT等について、教職員への正しい理解の促進や、学校の必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

エ 自己有用感^{※4}や自己肯定感^{※5}の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童生徒が、「認められている」、「満たされている」という思いを抱くことがで

きるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、「他者の役に立っている」と感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

※4 「自己有用感」…他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

※5 「自己肯定感」…「ありのままの自分でいいんだ」など、自分の存在や価値を肯定する感覚や感情のこと。

オ 児童生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定

児童生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

② いじめの早期発見

早期発見の基本は、児童生徒のささいな変化に気づき、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応することである。児童生徒の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかくながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

ア アンケート調査や教育相談の実施

全ての学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意しなければならない。

イ 教師と児童生徒の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と児童生徒の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりが必要である。休み時間や放課後等での会話や声かけ、生活ノート等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、児童生徒から教職員に相談があった場合、後で話を聞くと行って対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意する必要がある。

ウ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の公民館や見守り隊、スクールモニター等とも連携を密に行い、**児童生徒が健やかに成長するよう学校と家庭、地域が一体となって見守ることができるように支援していく必要がある。**

エ 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報については、**たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、学校全体で組織的に共有することが必要である。**

② いじめへの対処

いじめを発見したり通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、**社会性の向上等**、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

ア 組織的な指導体制の確立

学校は、「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちに**その行為を止めるとともに**「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有した**後**、組織的に対応する。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

イ 関係機関との連携

学校がいじめを認知した際、校長は、責任を持って教育委員会に報告する。学校や教育委員会が、いじめを行う児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、学校は直ちに削除する**ための措置**をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また、**児童生徒が悩みを抱え込まないよう、インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関を周知するとともに、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。**

(4) いじめの防止等の具体的な取組

学校は、いじめの防止等に向けて、以下の①～⑨について、具体的な取組を行うこととする。

① 授業改善に関わる取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善を行う。その際、「**自分でみんなで考える金沢型学習スタイル**」(平成27年12月 **金沢市教育委員会**)を参考にし、焦点化した取組を教職員が共通実践する。

② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、児童生徒自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

④ 児童会や生徒会の取組

児童会や生徒会が中心となり、児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

⑤ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童生徒の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、家庭との連携を図り、適切に指導を行う。

⑥ アンケートや教育相談

年間に複数回（学期に1回以上）のアンケート調査及び定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

⑦ 校内研修の実施

全ての教職員が共通認識をもって対応するため、少なくとも年に複数回（年度当初及び1学期中に自殺予防教育を含めて実施）、年間計画に位置づけ、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

⑧ 家庭や地域との連携

学校基本方針の策定後、児童生徒や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。また、学校のホームページでも公表する。その他、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

⑨ 年間指導計画の作成と評価

上記①～⑧について、年間指導計画を作成するとともに、一定期間が終了した際には、その期間の取組について検証する。また、学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるとともに、達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その改善を図る。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（法第28条第1号）

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（法第28条第2号）

- 「相当の期間」の目安は年間30日
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

※児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

(2) 学校又は教育委員会による調査

いじめの重大事態については、国の基本方針及び重大事態ガイドラインを踏まえ、適切に対応する。

① 調査の趣旨及び調査主体

ア 調査の主旨

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資する。

イ 調査主体の判断

重大事態が発生した場合、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。教育委員会の指導の下、学校が主体となって調査を行うが、以下のような場合には、教育委員会が主体となって調査を行う。

- ・従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを

- 踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

② 調査を行うための組織

ア 学校が調査主体となる場合

いじめ問題対策チームが調査に当たる。また、いじめ問題対策チームを母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

イ 教育委員会が調査主体となる場合

対策委員会を招集し、調査に当たる。また、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることもできる。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

学校や教育委員会自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校又は教育委員会は、対策委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめを受けた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取するとともに、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過の検証や再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査の在り方については、「**子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）**」（平成26年7月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

④ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

また、重大事態が発生した場合、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒・保護者・地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーの配慮に留意する必要がある。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護や関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

また、学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合、学校は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会に送付し、教育委員会は市長に提出する。

(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

上記②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。

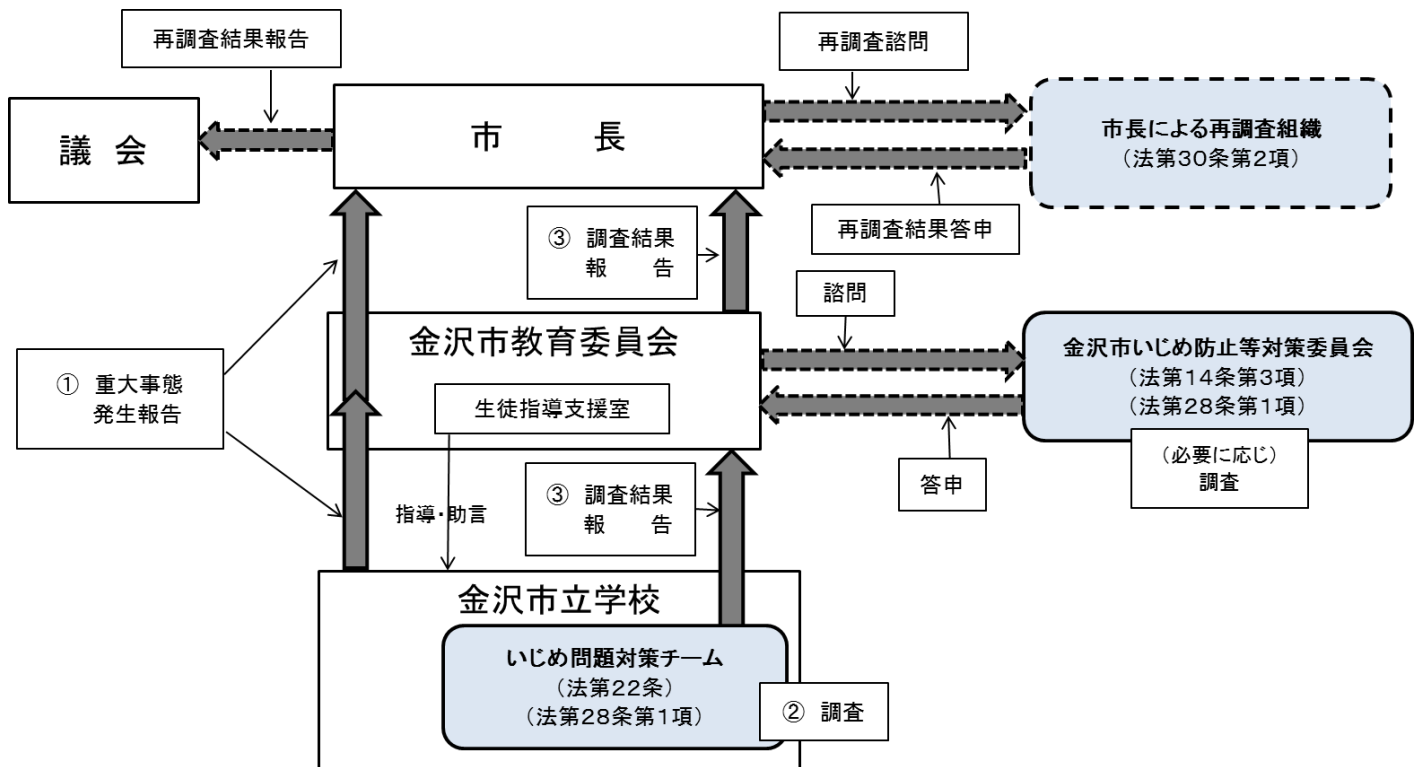
再調査についても、学校又は教育委員会による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、市長と協議の上、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、指導主事や研修相談センターの**専門家**の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の人的支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案に応じ適切に設定するとともに、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

【重大事態対応図】



第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 金沢市いじめ防止基本方針の検証と見直し

教育委員会は、法の施行状況や国・県の基本方針の変更等を勘案して、必要があると認められるときは、基本方針の見直しを検討し、その結果に基づいて適切な措置を講じる。

2 学校いじめ防止基本方針の策定状況の確認と公表

教育委員会は、市立小・中・高等学校における学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認し、公表する。

3 主な相談機関の案内

相談機関	電話番号	受付時間
金沢市教育プラザ こども専用相談ダイヤル	0120-92-8349	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
金沢市教育プラザ いじめ電話相談	076-243-1019	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
金沢市教育プラザ 電話相談	076-243-0874	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
金沢市教育プラザこども総合相談センター (金沢市児童相談所) ・虐待通報 ・全国共通ダイヤル(厚生労働省)	076-243-4158 076-243-8348 189	月～金 9:00～17:45 24時間受付
石川県教育委員会 24時間子供SOS相談テレホン	076-298-1699	24時間受付
(全国統一) 24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間受付
石川県心の健康センター(相談課)	076-238-5750	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～13:00
金沢地方法務局 子どもの人権110番(法務省) みんなの人権110番 (インターネット人権相談窓口) ※SOSミニレター(無料)	0120-007-110 0570-003-110 (メール相談可)	月～金 8:30～17:15 24時間受付
金沢少年鑑別所内 小立野青少年相談室 (金沢法務少年センター)	076-222-4542	月～金 9:00～16:00
石川県警少年サポートセンター いじめ110番 ヤングテレホン	0120-61-7867 0120-497-556	24時間受付 月～金 9:00～17:45
金沢こころの電話	076-222-7556	月～金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00

金沢子どもを育む行動計画2018(仮称)案

平成29年12月

1 家庭の行動指針

家庭の責務（子ども条例第4条より）

- 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの行動及び人格の形成に最も大きな責任を負うことを自覚し、愛情を持って子どもに接するとともに、基本的な生活習慣や社会的な決まりを守る意識を子どもが身に付けることができるようにしながら、子どもの健やかで豊かな人間性を育むよう努めるものとする。
- 保護者は、基本理念にのっとり、成長段階に応じて子どもとの適切な距離を保ちながら、家庭内における意思の疎通を図るよう努めるものとする。

取りまとめの観点

- ① 家庭において、「家庭の役割・大人の役割についてあらためて考える」ことを呼びかけるものとします。
- ② 家庭の役割・大人の役割について、重要であると思われる内容に絞り、その上で具体的な行動のあり方、それぞれの家庭の事情に応じて適宜選択・活用して取り組んでいく事項を示し、考えるきっかけとします。
- ③ 大人が子どもを一方的に「教える」「身に付けさせる」という発想ではなく、家族が「ともに学び成長し」、「社会で生きる力を培う」という視点を基本とします。

	取り組むべき方向性や基本的な視点	具体的な行動	具体的な行動の取り組み例
1 子どもを理解する	①子どもの成長について知り、考えよう	<p>持ち続けよう 子どもとともに 学ぶ姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会の変化に伴い、これまで家庭や地域社会で培われてきた子育てについての知識や経験が受け継がれにくくなっています。まず、家族が子育てについて積極的に学び、子どもの成長に関心を持つなど、子どもからの学びや気づきを大切にしよう。 ● 子どもが人としての基本的な資質や能力を身に付けられるよう、家族で子育てについて十分話し合い、それぞれの役割について考えよう。 ● 子どもの自己肯定感が高まるような声かけや接し方を心がけよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てセミナーや講座、学校行事や懇談会等に参加して子育て仲間をつくり、子育てに関する情報を積極的に集める。 ○ 子育ての経験者からアドバイスをもらい、子育てに活かす。 ○ 子育ての悩みについて、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を適切に活用するなど、身近に相談できる人や場所の情報を集め、気軽に相談してみる。（※1） ○ 子どもと向き合い、子どもとふれあい、子どもの話を聞き、子どもの成長段階に合わせた子育てを心がける。 ○ 常に子どもの言動を気にかけて、愛情を持って接する。 ○ 子どもが持っている良いところや、子どもががんばっている姿をほめてあげる。 など
	②家庭内のコミュニケーションを大切にしよう	<p>声かけよう 笑顔であいさつ 朝一番 創ろう あたたかい家族のふれあい</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニケーションはお互いを知るための基本です。あいさつはコミュニケーションの基礎です。家族がお互いにあいさつを交わす習慣をつけよう。 ● 家族が共に過ごす時間を増やし、家族の団らんを大切に、お互いを理解し合えるような会話を持とう。 ● 子どもの夢や希望、職業、将来などについて語り合おう 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに「おはよう」や「おやすみ」などの声かけを積極的に行う。 ○ 家庭の問題をみんなで話し合い、家族の「絆」を強める。 ○ 子育てと仕事を両立できる環境をつくるために家族全員が協力し合う。 ○ 余裕と遊び心をもって、明るく楽しい雰囲気の家づくりを目指す。 ○ 子どもの意見をしっかりと聞き、子どもの思いを受け止める。 ○ 子どもに自分の仕事や地域のことなど何でも進んで話す。 ○ 子どもに語りかける時には、子どもが理解し、納得しやすい話し方を心がける。 ○ 休日は子どもとともに出かけたり、ゆっくり会話できる時間を持つ。 ・家族みんなで一緒にできる行事やスポーツに参加する。 ・家族みんなで食事をする機会を大切にす。 ・子どもの興味や関心事を通して積極的にコミュニケーションを図ることを意識する。 など
2 家族で共に学ぶ	①基本的な生活習慣を身に付けよう	<p>育もう 子どもの健康「早寝 早起き 朝ごはん」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの健やかな成長のためには、十分な睡眠と正しい食習慣、生活のリズムを整えることなどが重要です。基本的な生活習慣を身に付けるために、家族みんなで取り組もう。 ● 子どもが自立し家族の一員としての自覚と責任を持つよう、家庭での役割を持たせよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身に付けてほしい生活習慣について、子どもと話し合う。 ○ 親子ともども成長していくため、学びの時間を確保し、習慣づける。 ○ 大人がお手本となって、家族全員が規則正しい生活を送る。 ・家族みんなで生活リズムを整え、早寝早起き朝ごはんを心がける。 ・家族みんなで食の大切さを学び、栄養のバランスのとれた食事を心がける。 ・家族みんなで家の整理整頓、清掃をする。 など
	②家庭のルール・社会のルールを身に付けよう	<p>きちんと守ろう 社会のルール 大人が手本</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家族で話し合った約束事をお互いが守ることを通して、自分を律し、ルールを重んじる心を育てよう。 ● 子どもの発達に応じて、守るべきルールを大人が手本となるよう自らの行動を通じて丁寧に伝えよう。 ● 情報通信技術は便利になる一方、様々な問題が生じることがあります。家族みんなで話し合い、認識を共有しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭や社会のルールについて話し合い、大人が率先して行動し家族みんながルールを守ることを習慣付ける。 ・家族みんながスマートフォン、インターネット等のモラルや危険性について理解を深めるとともに、使い方のルールを決め、親も子どもと一緒にルールを守る。 ・テレビやゲームの時間を決めるなど、家庭での遊びのルール、学びのルールを子どもと一緒に決め、家庭学習の習慣を付ける。 ・社会の出来事についても積極的に話し合い、ルールを守ることの大切さを伝える。 ・お金の大切さや節度のある使い方について話し合う。 ・子どもと一緒に決めたルールを家族みんなが目に見えるところに掲げる。 ○ 子どもの成長段階に合わせて、個人の責任の持ち方について話し合う。 など
3 社会で生きる力を培う	①自主性・自立性を身に付けよう	<p>支えよう 子どもの夢と可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多くの人とのつながりと出会いの中でこそ、大人も子どもも成長できます。感動する心を育て、個性を育むため、子どもの関心事を大切に、意欲を伸ばす機会をつくらう。 ● 変化の激しい社会をたくましく生きるため、子どもが自ら考え、行動できる姿勢を身に付けられるようにサポートしよう。 ● 子どもの安全を守るために、子どもが自分自身で考え、判断する能力を養おう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立への試みや自己表現ができるよう、多くの人と出会える地域活動や学校行事、ボランティア活動等に、家族で進んで参加する。 ○ 絵本の読み聞かせをし、読書の習慣を付ける。 ○ 家事等を子どもと共に行い、子どもに家庭の一員であることを自覚させる。 ○ 部屋の清掃や花壇の水やりなど家の手伝いを通じて、子どもに仕事を任せよう。 ○ 子どもが自分で考え、自分で行動する気持ちを大切に、子どもの夢を応援し、子どもの努力を積極的に評価する。 ○ 地域の避難場所を確認し、災害時は各自の判断で適切に行動できるよう、家族で話し合う。 など
	②人権の尊重・環境の保護の意識を高めよう	<p>大切にしよう 思いやりの心 すべての命 伝えよう 心のこもった「ありがとう」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各個人が尊重され、「かけがえのない存在」であることを日々実感できるようにし、思いやりの心を育もう。 ● 子どもも人格を持つ一人の人間として認識し、お互いの価値観を認め合おう。 ● 学校（幼稚園・保育所等含む）等での学ぶ機会を有効に活用しよう。 ● 生活の中で生命や環境の大切さを学び合おう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誠実さ・思いやり・尊敬・感謝・相手を認める心を大切にする。 ・家族の中でお互いの人格を認め合い、助け合うとともに、普段の生活の中で、平等・公平な意識を大切にする。 ○ 集団生活の体験機会に参加するよう努める。 ○ 子どもと親が自分に自信を持ち、自分の良さを肯定する気持ちを培うため、互いに認め合い、信頼する気持ちを大切にする。 ○ 学校などで開催される講座や講演会に積極的に参加する。 ○ 自然とふれあいながら、自然の大切さを学び、自然の中で命がつながっていることを知る。 ○ 子どもの年齢に応じて温暖化などの地球環境問題について話し合う。 ○ ゴミの分別やこまめな節電など、日常生活での実践を通して、地域や地球の環境を守る大切さを話し合う。 など

※1 身近な地域で子育ての悩みについての相談や仲間づくりができる場として、公民館、児童館、保育所や幼稚園などがあります。また、教育プラザや福祉健康センターでも相談に応じています。

2 地域の行動指針

地域の責務（子ども条例第5条より）

- 地域の住民等は、基本理念にのっとり、健やかな子どもの育成に地域の主体的なかかわりが果たす役割の大切さを認識し、地域の住民等の高い連帯意識を生かし、又は培いながら、子ども育成のために相互に連携し、及び協力して、地域の伝統行事等への子どもの参加に関する活動、ボランティア活動をはじめとする社会体験活動その他の地域における子どもの育成に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 地域の住民等は、基本理念にのっとり、地域において子どもを見守り、かつ、子どもへの声かけ等を行うことを通して、子どもとのかかわりを深めるよう努めるとともに、社会的な決まりに反し、または他人に迷惑を及ぼすような子どもの行動に対しては、これを改めるよう注意と指導をするなど、地域全体として取組を行うよう努めるものとする。

取りまとめの観点

- ① 地域の活動は、各々の状況に応じて工夫をしながら行われるべきものであり、一定の活動規範を一律的に適用することは、本来の地域活動を推進するうえで、適切ではないという考え方を基本とします。
- ② 地域で子どもを育てる意識の向上や、家庭、地域、学校等の連携促進により、地域教育力の向上、ひいては地域コミュニティの活性化を目指すこととします。

	取り組むべき方向性や基本的な視点	具体的な行動	具体的な行動の取り組み例
1 みんながもっと集まる	①大人同士が顔の見える関係づくりを進めよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 大人同士が学び合うことを通して、お互いに顔の見える関係を築こう。 ● 保育所、幼稚園、小中学校の子どもを持つ保護者が一緒に集まって話をしよう。 ● 子育て卒業の大人に、もっと子どもに関心を持ってもらおう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館や子育ての先輩による相談事業へ参加し、アドバイスをもらう。 ○ PTA・育友会や地域活動等に参加し、保護者や住民との情報交流を図る。 ○ 郷土料理教室や昔ながらの遊びなどの多世代が参加しやすい行事を企画し、参加を促す。 ○ 地域のイベントなど、人が集まる機会をとらえて子育て体験を学び合う場を設定する。 <p style="text-align: right;">など</p>
	②地域の子どもと交流しよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 「人」と「情報」のたまり場をつくらう。 ● 地域の行事などについて話し合う「子ども集会」や「子どもと大人の合同集会」を開こう。 ● 地域に、大人と子どもによる「遊びのクラブ」を設けよう。 ● 地域のスポーツ・文化活動を通して大人と子どもの交流を充実していこう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校など学校施設を活用し、大きな行事は地域・学校をあげて実施する。 ○ 地域行事等について子どもと大人が話し合い、その結果を地域の活動に反映させる。 ○ 行事の後に親睦会を行うなど、次の行事開催につながる機会をつくる。 ○ グラウンドゴルフやもちつき大会など、子どもから高齢者まで、地域みんなで楽しめる行事を開催し、三世代交流を推進する。 ○ 手作りの遊びなど、実体験で子どもと大人と一緒に楽しむ機会を設定する。 ○ 地域のスポーツ大会など、親子で体験できる行事への参加を促進する。 <p style="text-align: right;">など</p>
	③「家庭」と「家庭」の交流を深めよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 「顔見知り家族」の輪を広げよう。 ● 地域交流の楽しさをアピールして交流の輪を広げよう。 ● 金沢しぐさなどに代表される、地域の絆を意識しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ バザー、文化祭等への積極的参加を呼びかける。（子どもが集えば大人が集う） ○ 行事、集会等での転入者紹介、歓迎タイムなどの工夫をする。 ○ 地域の人と積極的にあいさつを交わしたり、自宅周辺の除雪を行うなど日常生活の中での連帯協力を実践する。 <p style="text-align: right;">など</p>
2 大人と子どもが互いに知り合う	①子どもの意見・考えを知ろう	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の行事などについて子どもが話し合った意見を聞き、考えを取り入れよう。 ● 子どもの意見や考えを把握するよう努めよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ PTA・育友会や児童館、公民館など、地域の団体が連携し、地域の大人たちと子どもたちが語りあう機会づくりをする。 ○ 子どもの考え方や子どもの話題に関心を持つ。 <p style="text-align: right;">など</p>
	②子どもと大人が共に育とう	<ul style="list-style-type: none"> ● 中高生が子どものまとめ役となりながら、一緒に知恵を出し合おう。 ● 大人が子どもの良き先輩として、子どもの相談にのろう。 ● 地域の教育力を高めるため、大人も子どもと共に学習しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの悩み、困りごとに耳を傾け、子どもの目線でふれあう機会をつくる。（中高生はサポート役に、時には大人が子どもに教わることも大切） ○ 講演、集会等様々な機会を得た新しい情報や考え方を、子どもとの関わりに活用する。 ○ 地域の活動に、子どもも中心的な役割を担ってもらおう。 <p style="text-align: right;">など</p>
3 地域コミュニティを活性化する	①地域全体で子どもを見守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが安心・安全に過ごせる地域づくりを進めよう。 ● 地域に、子育て情報の集積や活動の連携をサポートするための場をつくらう。 ● 地域全体を「学びの場」と捉え、地域の子どもは地域で育てるという意識を醸成し、実践していこう。 ● ボランティア団体等との相互の連携を強めていこう。 ● 地域学習や体験活動を通して、社会で生きる力を培おう。 ● 地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子ども達の成長を支えていく活動（「地域学校協働活動」）に参加しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の子どもの日常の過ごし方や様子に気を配る。 ○ 子どもが良いことをしたときには、積極的にほめる。 ○ 地域の大人が通学路に立ってあいさつや声かけを行うなど、子どもの登下校を見守るとともに、子どもの登下校の時間に買い物や散歩をする。 ○ 公園・広場の見回りや交通安全運動等のキャンペーン、通学路等において児童生徒の見守り活動を行う「子どもを見守りボランティア」などへ参加する。 ○ 地域活動の核である公民館を中心に、地域の各種団体等との連携を進める。 ○ 地域に貢献した子どもの功績を認め、公民館等が表彰する。 ○ 各地域団体やNPOとの連絡会を開催し、互いの情報やノウハウを交換する機会を設ける。 ○ 学校と協働で実施する防災訓練や学校周辺の地域について学ぶ郷土学習などの地域学校協働活動に参加する。 <p style="text-align: right;">など</p>
	②大人は子どもの手本となり社会のルールはみんなで見守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ● 共に生きるための地域や家庭でのルール、マナーを大人と子どもで学び、実践しよう。 ● 多くの人との交流の中で社会のマナーを身につけられるよう、地域の行事へ子どもも参加しよう。 ● 子どもは地域の「宝」。みんなで育てる意識を持とう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目標づくりは、子ども、大人双方の意見でつくる。 ○ 全市一斉美化清掃等に親子で参加するなど、グッドマナー、地域美化活動等を推進する。 ○ 「家庭の行動指針」の実践活動を推進する。 <p style="text-align: right;">など</p>
	③地域の一員としての人づくりを進めよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの頃から地域の一員として活動や地域貢献ができる人づくりを進めよう。 ● 地域の良さを再認識し、自分たちの地域に愛着と誇りを持つとともに、転入してきた住民がいち早く地域にとけこめる気運を醸成しよう。 ● 地域活動の指導者や地域住民が相談できる人材を養成していこう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の行事やイベントで、プランナー、スタッフ等の経験を積ませる。 ○ 地域の活動を行う際には、大人とともに子どもにも先導役の経験を積ませる。 ○ 異年齢の子ども達がふれあう機会に参加するよう呼びかける。 ○ 子どもの地域防犯防災活動への積極的な参加を促し、将来にわたる地域防犯防災力を高める。 ○ 各分野の経験者などの知識を吸収し、地域の指導者のレベル向上を図る。 ○ 地域交流の場を設けるなど、地域の指導者の活動が継続される仕組みを作る。 ○ 地域の新たな発見のきっかけとなるイベントなどを開催する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域を歩いて学ぶイベントを実施する。 ・地域の魅力を紹介するマップを作る。 ・地域への愛着を深められるよう、地域の歴史・文化の伝承につながる講座等を開催する。 <p style="text-align: right;">など</p>

3 企業の行動指針

企業の責務(子ども条例第7条より)

- 企業は、基本理念にのっとり、子どもを育てる家庭と企業のかかわりや子どもの豊かな社会性を育むことについての企業の役割の大切さを認識し、企業で働く保護者がその子どもとの関わりを深めることができるよう配慮するとともに、地域の住民等、学校等が行う職場体験活動その他の子どもの育成に関する活動に協力するよう努めるものとする。

取りまとめの観点

- ① 企業は、業種や規模などにより、業務内容や従業員の勤務態様などが異なるため、ここでは、すべての企業がすべての事項に取り組むことを求めるものではなく、企業ごとに選択して取り組んでいく事項を示すこととします。
- ② 各企業の行動を促進するために、経済団体や協同組合など企業の団体も対象とします。
- ③ 子どもの育成に果たす企業の役割について、改めて認識を深めるとともに、家庭、地域、学校や行政との協力・協働関係の構築につながるものとします。

	取り組むべき方向性や基本的な視点	具体的な行動	具体的な行動の取り組み例
1 家庭とともに	①働く保護者への配慮に努めよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員が子育てや子どもの教育など、子どもとふれ合う時間を持つために、長時間労働など働き方を見直し、休暇取得や定時帰宅ができる職場づくりを経営者が率先して進めよう。 ● 子どもの運動会や発表会、誕生日等には、保護者の休暇の取得に配慮しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政の出前講座等を利用し、ワークライフバランスや子どもの育成に関する企業内研修を実施する。 ○ 育児休暇、看護休暇など子どもに関わる福利厚生制度の向上を図るとともに、積極的に利用促進に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・週に1回はノー残業デーを設けるなど、早く帰宅し、子どもとのコミュニケーションの時間を持てるような職場づくりをする。 ・授業参観や通知表渡し等の学校行事に参加できるような職場づくりをする。 ・「入学式」「卒業式」や「子どもの誕生日」などの記念日には、子どもと一緒に過ごせるよう、メモリアル休暇などの制度を作り、取得を奨励する。 <p style="text-align: right;">など</p>
	②企業の役割について認識を深めよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会全体で子どもを育てていく必要性和その中で企業が果たす役割の大きさについて認識を深めよう。 ● ワークライフバランスの趣旨を理解し、従業員が家庭における子育てや地域の行事に参加しやすい職場となるよう努めよう。 ● 子どもの夢を積極的に応援しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業内の組織(親睦会や互助会など)として、子どもの育成に貢献する活動や家族単位で参加できる行事などを開催する。 ・親子で参加できる旅行やレクリエーション活動を実施する。 ○ 休暇を取得しやすい環境の整備を図るなど、従業員がPTA・育友会や町会の活動に参加することを支援する。 ○ 一般事業主行動計画に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備など、ワークライフバランスの推進や子育て支援を図る。 ○ 企業同士が相互に連携し、仕事と子育てを両立できるための環境の整備とその拡大に努める。 ○ コンテストやコンクールなどのイベントを通して、子どもの夢を支援する。 <p style="text-align: right;">など</p>
2 地域とともに	①地域との関わりを深めよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の子どもたちの見守りに心がけ、安心安全な地域づくりに積極的に努めよう。 ● 地域社会の一員として、地域や学校と連携し子どもを育てよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 朝の登校時間帯に社屋前等の清掃をしてあいさつを交わしたり、夕方早めに社屋前等の電灯を点灯するなどして、通学の安全を見守る。 ○ 商工会・商店街などが実施する子どもを対象にした活動や地域のイベントに積極的に参加する。 ・地域が行う子どものための活動に対して、所有施設等を開放する。 ・地域安全パトロールなど、子ども見守りボランティア活動に積極的に協力する。 ・地域と企業が連携した、イベントや体験事業などの地域活動を企画する。 ・地域の社会体育大会や公民館文化祭等に協賛する。 ○ 企業として地域活動への参加を奨励するなど、従業員が、地域の行事に参加しやすいような配慮を行う。 ○ 企業のホームページに地域・学校との活動内容を掲載したり、地域、学校ホームページのリンクを設定して、地域活動への参加をアピールする。 <p style="text-align: right;">など</p>
	②NPOや青少年育成団体への支援に努めよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の青少年健全育成事業や各種スポーツ、文化活動への従業員の参加を奨励しよう。 ● 子どもの育成に関する活動を行っているNPOや青少年育成団体の情報収集、活動支援を行おう。 ● 企業とNPO、青少年育成団体がそれぞれの専門的知識を活かして、子どもを育てよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の専門性を活かして、NPO、青少年育成団体のイベントに物的・人的支援を行う。 ○ 運営役員に参画するなど、NPOや青少年育成団体に積極的に関わる従業員の活動を促す。 <p style="text-align: right;">など</p>
3 学校・行政とともに	①学校との関わりを深め、教育活動を支援しよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校に企業のことを知ってもらい、学校との関わりを深めよう。 ● 子どもの職場体験、見学会や説明会等の受け入れに積極的に応じよう。 ● 子育てに対する当事者意識を高めるため、保育体験のような育児に自ら携わる体験への参加を奨励しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場体験を受け入れる。 ○ 従業員の子どもに、仕事の内容や企業がどのように社会に貢献しているか説明会を行う。 ○ 学校等からの講師派遣依頼に協力するなど、学校と企業が連携したイベントや体験事業などを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくりや手仕事の体験教室を実施する。 ・ロボットプログラミング教室や科学実験などの教室を実施する。 ○ 学校(幼稚園・保育所等含む)や行政等が主催する父親向け講座への参加を促進する。 <p style="text-align: right;">など</p>
	②学校・行政との情報交換に努めよう	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校・行政の行う子どもの育成に関する取組の情報収集に努めよう。 ● 仕事と子育てを両立するための取組事例などを学校・行政に情報発信しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもや学校の現状を知り、学校とともにできる活動を探る。 ○ 学校や行政との連携を密にする。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校や行政との連絡会を持つ。 ・学校や行政と合同で子どもに関する研修会を開催する。 ・行政と連携し、仕事と子育てを両立するための具体的な取組事例集などを作成し、ホームページなどに掲載する。 <p style="text-align: right;">など</p>

4 学校の行動指針

学校の責務(子ども条例第6条より)

- 小学校、中学校その他の義務教育諸学校は、基本理念のっとり、集団生活を通して、社会性、基礎学力、自ら学び、考える力等を子どもが心身の発達に応じて身に付けることができるようにするものとする。
- 幼稚園及び保育所は、基本理念のっとり、集団の中での遊び等を通して、人間としての基礎的な社会性を育み、子どもの心身の発達を助成するものとする。

取りまとめの観点

- ① 小学校、中学校の役割について、「生きる力」である確かな学力と豊かな心、健やかな体を育むため、6つの視点を基本とします。
- ② 幼稚園・保育所・認定こども園の役割について、小学校以降の生活や学習の基盤となる「生きる力」の基礎を育てるという視点を基本とします。

	取り組むべき方向性や基本的な視点	具体的な行動	具体的な行動の取り組み例
1 小学校・中学校の行動指針	①確かな学力の向上を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ● 新学習指導要領を踏まえ、特色ある教育課程の充実を図ります。 ● 「金沢型学習スタイル」に基づき、学習指導の工夫と改善に努め、確かな学力の定着を図ります。 ● 学びの土台として、小中学校の連携を深め、系統的・連続的な教育を実践します。 ● 新しい時代に対応する豊かな教育の実現を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金沢ベーシックカリキュラムを基準とした特色ある教育課程を編成・実施する。 ○ 金沢ふるさと学習においては、学校の実情や地域の実態に応じて扱う素材を選択するとともに、指導資料に示した身に付けさせたい資質・能力及び態度を育成できるよう教育課程を充実する。 ○ 長期休業や週休日等を活用し、学校の特色を生かした魅力ある教育活動を工夫する。 ○ 学校全体で「主体的・対話的で深い学び」「分かる喜び・できる喜びのある学習」「好ましい人間関係に基づく学習」となるよう授業改善に取り組む。 ○ 体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習に努めるとともに、言語活動(聞く・話す・書くなど)の充実に努める。 ○ 学習の見通しを持たせたり、学習した内容を振り返ったりすることで学習意欲の向上や学習内容の確実な定着に努める。 ○ 児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実に努める。 ○ 児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上を図る。 ○ 9年間の発達段階に応じた学習習慣や学習規律の定着に努める。 ○ 中学校区の小中学校が相互に授業参観する機会を計画的に設定し、それぞれのよさを生かした授業改善を推進する。 ○ 副読本や機器等を活用し、小中一貫英語教育を推進する。 (特別支援教育) ○ 特別支援教育コーディネーターや校内委員会の機能の強化を図るとともに、保護者や外部の関係機関等との連携を進め、校内支援体制の充実に努める。 (インクルーシブ教育 ※1) ○ 「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の作成を通して、子ども一人一人の教育的ニーズの把握や指導法等について保護者との共通理解を図るとともに、支援の内容や方法等の改善・充実を図る。 ○ 障害のある子どもが十分に教育を受けられるために、保護者との合意形成を図りながら合理的配慮を行う。 (学校図書館教育) ○ 学校図書館の蔵書の充実に努める。 ○ 学校司書による支援や市立図書館との協力体制を強化することにより、授業での学校図書館の活用を推進する。 (情報教育) ○ 児童生徒がコンピュータやインターネット等の情報手段を主体的に活用できるよう取り組む。 ○ 家庭や地域と連携して、それぞれの役割を果たしながら、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル意識の向上に努める。
	②豊かな心と社会性を育成します	<ul style="list-style-type: none"> ● 集団生活を充実し、よりよい人間関係の確立を図るとともに、社会のきまりを守り社会的に自立できるよう、自己肯定感・規範意識を育みます。 ● 奉仕活動やボランティア活動等の体験活動や、キャリア教育の充実を図ります。 ● 金沢の自然や伝統・文化にふれるなど体験的な学習の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育活動全般の中で、教師と児童生徒及び児童生徒同士の信頼関係を築き、いじめを許さない等、安全安心な学校づくりを推進する。 ○ 小中学校9年間を見通した生徒指導の充実を図る。 ○ 教育相談体制を充実し、関係機関との連携を強化する。 ○ 学校教育活動全般の中で、全体計画に基づいた道徳教育や人権教育に積極的に取り組む。 ○ 道徳の教科化に伴い、「考え、議論する道徳」への転換に向け、指導方法等の改善を図る。 ○ 「金沢子どもかがやき宣言」に基づく実践を通して、人と人との絆を大切にしながら、金沢「絆」活動に取り組む。 ○ 特別活動や総合的な学習の時間等において、自己の目標や生き方に目を向けたり、職業や進路に関わる体験的な活動を行う。 ○ 児童生徒が自分の性格や興味、能力・適正等についての理解を深められるよう進路指導の充実を図る。 ○ 金沢ふるさと学習を通して、金沢のもつ伝統や文化、自然、歴史、食、偉人等に関する教育を充実する。 ○ 金沢の文化や伝統芸能とふれあう機会、金沢の偉人ゆかりの地や文化施設を見学する機会を設ける。 ○ 中学校における文化活動、文化部活動を活性化する。
	③健康な体づくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康や運動に関心を持ち体力が向上するよう教育活動を工夫します。 ● 健康・安全教育の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育全体を通して体力向上を目指すとともに、中学校における運動部活動を活性化する。 ○ 喫煙防止、薬物乱用防止教育、性教育、食育などの今日的な健康課題について、「金沢市健康教育推進プラン」に基づき、積極的に取り組む。 ○ 授業における養護教諭等の参画を進め、指導を充実する。 ○ 教職員の健康教育スキルの向上と児童生徒の健康行動の習慣化を培うため、家庭、地域との連携・協働に取り組む。
	④信頼される学校づくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者や地域住民の教育活動への参加・参画を進め、積極的に情報発信します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者や地域住民が指導者や支援者として、授業や行事などへ多面的に参加・参画できるようにする。 ○ 学校経営や授業等についての保護者、地域住民からの評価を学校経営に生かす。 ○ 学校運営協議会を通して、保護者や地域住民から教育課程や学校経営計画等について意見を求め、学校運営に反映させる。 ○ 保護者や地域住民の生涯学習活動に、教員の専門性を生かし積極的に関わる。
	⑤教員としての資質向上に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ● 教員は、積極的に自己研鑽に努め、指導力の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員一人一人の課題に応じた研修を計画的に行う。 ○ 教科指導を中心に教員の授業実践力の向上に努める。 ○ ライフステージに応じた研修に努め、校内研修会などで成果を還元する。 ○ 諸課題に対応できる豊かな専門性、幅広い社会性、実践的指導力、コミュニケーション能力、組織で対応する力など、教職員のさらなる資質と指導力の向上をめざし、校内研修の充実を図る。 ○ 各学校において、校内OJT体制を構築し、若手教員の育成に努める。
	⑥責任ある学校経営を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織的な学校経営に努め、学校の安全管理を徹底します。 ● 学校評価の結果を学校経営に生かすとともに、情報公開を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事評価制度を通して、教職員の学校運営への参画意識を高める。 ○ 危機管理マニュアルを活用しながら、防災教育を推進し、事件・事故・災害から児童生徒の生命の確保に努める。 ○ 学校だよりやホームページなどにより、積極的に学校の情報を公開する。 ○ 評価サイクルにより経営計画を見直し、具現化のための方策を探り改善につなげる。
2 幼稚園・保育所等の行動指針	①生きる力の基礎を育てます	<ul style="list-style-type: none"> ● 日々の保育が遊び等を通じて学びとなることを理解し、子どもの心と身体の成長、社会性を育みます。 ● 地域の子育ての拠点として、保護者を支援する取り組みや様々な交流活動を進めます。 ● 保育の質の向上に向けた組織的な取り組みを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な環境や遊び体験から、自立心や人とかかわる力を育む。 ○ 地域行事の参加や公共施設の訪問等を通じ、地域の方々との交流を図りながら、地域社会の文化を学び、ルールを身に付ける。 ○ 行事への親子参加や未就園児親子教室、保育体験等を活用し、親子のふれあいを深め、親として成長できる支援を行うとともに、将来親となる世代の子育てする力を育む。 ○ 教育プラザや幼稚園・保育所・認定こども園相互の連携を図り、保育者の資質向上や小学校教育との円滑な接続を図る。

※1 人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ教育。

5 行政の行動計画

1 家庭教育の充実及び子どもの育成に関する家庭への支援

保護者は、子どもの行動及び人格の形成に最も大きな責任を負う者ですが、近年は、家庭の教育力の低下が懸念されており、また、核家族化等が進み、孤立感を抱えながら子育てをしている保護者も少なくありません。市は、こうした家庭での子育てを支える取り組みとして、家庭教育の充実や子育て家庭への支援などを行っています。

1 家庭教育の推進

- 家庭教育力の向上をめざし、より多くの保護者に学習の機会を提供する□
- 家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育てるための8つのすすめ」をはじめとする家庭教育に役立つ情報等を提供する
- 男女共同参画に関する講演会の開催など男女共同参画の意識を高める機会を提供する
- 人権に関する講演会の開催など人権尊重の意識を高める機会を提供する

2 子育て支援

- (1) 子育てに関する情報交換等の場の提供
 - 中核的な施設を利用した金沢こども広場を充実する
 - 学校、公民館、児童館等を利用した子育てサロンの設置を拡大する
 - 身近な地域における子育て支援を推進するため、支援に携わる人材を養成する
 - 子育てに不安を抱える親を支援する
- (2) 子育て相談の充実
 - 教育プラザで乳幼児から中学生まで一貫した総合的な相談受付を行う(ワンストップサービス)
 - 福祉健康センターで食習慣・健康づくり等に関する相談・指導を充実する
 - 保健師や助産師が乳児及びその保護者を対象に訪問指導を行う
- (3) 子どもの豊かな遊びの場の充実
 - 地域の自主性を最大限尊重しながら、新たな児童館や児童クラブなどを設けていく
- (4) 子育て夢ステーション事業の充実
 - 保育所、幼稚園、児童館等を身近な地域拠点と位置付け、子育て支援機能の充実を図る

3 親子共同体験の機会の提供

- 身近な自然や環境に親子でふれあい、親子で楽しむことができるイベントなどを開催する
- 親子のふれあいのきっかけづくりとなるよう文化・スポーツ施設の利用券を配布する
- 親子で農業についての体験学習の機会を提供する
- 金沢食育キッズマイスターの育成などを通して、子ども、親子を対象に、食に関する正しい知識と判断力を身につけると共に、食文化への理解を深め、家庭における食育推進を図る

4 虐待の防止

- 児童相談所の運営及び相談体制の充実・強化を図るなど、虐待通告への対応を充実する
- 要保護児童対策地域協議会(金沢こども見守りネットワーク)を定期的に開催する
- 児童虐待防止を推進するため、NPO法人など市民団体との協働によるワークショップ等を開催する
- 「こども家庭支援センター金沢」において、電話相談や訪問相談など様々な取り組みを進める

5 配慮を必要とする家庭への支援の充実

- 教育プラザで乳幼児から中学生まで一貫した総合的な相談受付を行う(ワンストップサービス)【再掲】
- 教育プラザで発達障害支援チームによる、発達障害のある子どもたち、保護者、幼稚園、保育所、小中学校への相談支援を行う
- 経済的に困っている家庭の子どもに関する相談体制の充実や、ひとり親家庭への相談支援を行う
- 地域ぐるみでの家庭教育を支援するため、地域・家庭・学校の協働による連携体制を構築する
- ひとり親家庭等の子どもに対して、大学生等のホームフレンドを派遣し、話し相手や簡単な学習指導等を行う
- ひとり親家庭等の中学生に対して、大学生等の学習支援ボランティアを派遣し、学習支援を行う

2 子どもの育成に関する地域の活動への支援

金沢は、小学校の通学区域(校下)を中心とした地域のコミュニティ(結びつき)の中で、子どもを育てることができる土壌があります。また、地域ぐるみで子どもを育てる活動は、新しいコミュニティづくりに大きな役割を果たすことになります。市は、地域で子どもを育てる取り組みがさらに広がり、充実した活動が展開されていくよう、様々な支援を行っています。

1 地域で子どもを育てる意識づくりへの支援

- 子どもの見守りに関する地域活動を支援する
- 学習支援ボランティアを派遣し、地域における子どもの学習環境を充実する
- 地域の中で子育てや家庭教育に関するアドバイスができる人材を養成する

2 地域コミュニティ活動への支援

- 緑の少年団など地域主導の子どもの自主活動を奨励する
- 子どもと大人のための遊びや学びの情報や体験できる活動を紹介する情報誌などを発行する
- 地域の大人と子どもが交流する場や機会の提供、子どもの異年齢交流の活動に対する支援などを行う
- シニア世代が自らの知恵・技術を子どもたちに教えるための機会を提供する
- 近隣市町、交流都市等の子どもたちとの交流・親睦を深める場や機会の提供、活動を行う団体に対する支援などを行う

3 学校、家庭、地域の連携促進による協力体制の推進

- スポーツ・伝統文化に関する活動など地域の特色を生かしながら、地域社会全体で子どもを育てる拠点として学校施設を活用するための施設開放を推進する
- 地域ぐるみでの家庭教育を支援するため、地域・家庭・学校の協働による連携体制を構築する【再掲】
- 地域と学校が協働して子どもを育てる活動を実施するため、地域学校協働活動を実施する

3 学校教育等の充実

小学校・中学校は、集団生活を通して、確かな学力とともに、思いやりや自律心、規範意識等の社会性を子どもの心身の発達に応じて身に付けることができるようにする場所です。その学校を設置する市や教育委員会は、こうした「人間力」の醸成を目指し、学校教育を充実させる様々な取り組みを進めています。その一つとして教育委員会では、平成27年1月に金沢市学校教育振興基本計画を策定しました。明日を切り拓くための大切な「心」と「力」を子どもたちに身につけさせるために、金沢市学校教育振興基本計画に基づく取り組みを着実に実践していきます。

なお、幼稚園と保育所は、小学校に入る前の子どもを育てる場所として、大切な役割を担っており、市では、別に策定した「かなざわ子育て夢プラン」に基づき、幼稚園、保育所のさらなる充実を図っていきます。

1 豊かな人間性を育む教育の推進

- 「金沢子どもかがやき宣言」に基づく実践と「金沢『絆』活動」を推進する
- 感謝や思いやりなどの豊かな心に加え、自律心、公德心や規範意識などの育成を充実する
- いじめや不登校、問題行動などについて、未然防止、早期発見・早期解決に取り組む体制及び支援を充実する
- 気軽に悩みや心配事を相談できるスクールカウンセラー等を配置する
- 引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる不登校児童生徒への学校復帰支援機能の強化を図る

2 確かな学力を育む教育の推進

- 全小・中学校の基準となる知・徳・体の調和のとれた教育課程「金沢ベーシックカリキュラム」に基づく、各学校の特色ある学習内容と学校独自の教育課程編成を支援する
- 主体的・対話的で深い学びや、分かる喜び・できる喜びのある学習、好ましい人間関係に基づく学習を重視した学習方法「金沢型学習スタイル」を推進する
- 学力調査などで明らかになった状況をもとに学力の向上を図る
- 少人数授業など個に応じたきめ細かな指導を充実を図る
- 様々な学習活動において、思考力、表現力、判断力などの育成や言語活動の充実を図る

3 健康や体力を育む教育の推進

- 「金沢市健康教育推進プラン」に基づき、健康教育を推進する
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会などの専門機関との連携を深める
- 生きる力の土台である体力の向上を図る
- 学校給食の充実や学校農園の活動等を通じ地元食材や食文化への理解を深めるなど、食育を推進する

4 ふるさと金沢の個性を生かした教育の推進

- 各学校の行う「金沢ふるさと学習」を支援し、その充実に努める
- 子どもが伝統文化等にふれ、学び、発表する場や機会を提供する
- 金沢21世紀美術館と小中学校が連携した事業を展開する
- 災害時に子どもが適切な判断・行動ができるよう防災教育を充実する
- 金沢ユネスコスクールにおける国内外との交流を生かした持続可能な開発のための教育を推進する

5 特別支援教育の充実

- 金沢市特別支援教育指針に基づき、多様なニーズに応じた特別支援教育を推進する
- 特別支援教育への相談・支援体制を充実する
- 特別支援教育担当教員の研修拠点である中央小学校芳齋分校及び小将町中学校特学分校で、教員の専門性及び指導力向上を図る
- 医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送ることができるよう、体制整備を図るとともに、学校に看護師等を派遣する

6 福祉と連携した教育相談・支援体制の充実

- 発達障害支援チームによる、発達障害のある子どもたち、保護者、幼稚園、保育所、小中学校への相談支援を行う
- 引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる、不登校児童生徒への学校復帰支援機能の強化を図る
- 児童相談所の運営及び相談体制の充実・強化を図る

7 家庭・地域と連携したひとづくりの推進

- 保護者や地域住民への学校からの説明や意見交換の場であるスクールフォーラムを開催し、保護者や地域との連携を深める
- 保護者や地域住民の学校運営への参画を進めることを通して、地域とともにある学校づくりを推進する（コミュニティ・スクール）

8 教職員の資質向上と教育環境の充実

- 教科指導、生徒指導、学校づくりなど教員が必要な資質向上のため、学校内OJTを支援する
- 安心安全な学校づくりのため、教職員の危機管理能力の向上を図る
- 教科別の学校研究による授業力の向上を図り、学校現場で優秀な人材を育成する
- 若手教員への研修、経験年数や役割に応じた研修の充実を図る
- 校長などの学校管理者に対して、学校マネジメント能力の向上を図るための研修を実施する
- 学校での先進的なICT機器やパソコンの整備、学校図書館の充実を図る
- 学校の総合的な安全管理対策を充実する
- 学校施設の老朽化対策を推進する
- 教育環境の向上のため、学校規模の適正化の実現を目指す
- 保護者や地域、警察など関係機関と連携し、通学路の安全対策を充実する

4 子どもの育成への企業の関わりの促進

社会全体で子育てを進めていくうえで、企業の役割は、これまで以上に重要です。就労形態が多様化する中で、社員等がより子育てに関われるような雇用環境づくりに努めることが大切です。

市は、子どもの育成について、企業の意識を高め、関わりを促進していく取り組みを進めていきます。

- 企業・学校・行政等が連携を深め、より多くの企業が子どもの育成についての認識を高めていくよう働きかけを行う
- 多くの企業がワークライフバランスを推進し、子育て支援できるよう働きかける
- 子どもの職場体験等の機会を充実させると同時に、企業のスムーズな受け入れが進むよう働きかけを行う

5 子どもの育成に関する自主的な市民活動の促進

市民同士が集まり、子どもの育成に自主的に取り組むことは、社会全体で子どもを育むネットワークの広がりにつながります。

市は、こうした自発的な取り組みに支援を行っていきます。

- 市民グループから子育て支援等に関する企画を募集し、行政が連携してその取り組みを推進する
- 多様な世代が交流・活動できる場を設け、親子のふれあいを深めたり、育児中の保護者の交流を図る

6 子どもの体験活動の充実や自主的な活動への支援

自然体験活動、社会体験活動、国際交流活動等を通じて、年齢、世代、文化等を越えた人と人との交流の機会を子どもに提供することは、自ら考え、判断し、行動する力や健やかで思いやりのある心、さらには郷土金沢を愛する心を育むことなどにもつながります。

市は、様々な体験活動の充実や健全育成などを積極的に進めていくとともに、子どもの自主的な参加をさらに促していきます。

1 読書活動の充実

- 「金沢子ども読書推進プラン21」に基づき、子どもの自主的な読書活動を推進する
- 読書活動推進のため、子どもたちを図書館に招待する
- 幼稚園教諭と、保育園保育士を対象にした絵本にふれることの大切さを学ぶための講座・研修を開催する
- 保護者と乳幼児が絵本を通じたふれあいを持つよう、絵本との出会いの機会を提供し、継続した読み聞かせ講座を行う
- 英語絵本の読み聞かせ等を行う教室を開講する
- 小中学校の図書館機能を支援するとともに、市立図書館と学校図書館の連携を促進する
- 全小中学校に配置された学校司書を活用し、読書環境の充実と読書活動の推進を図る

2 自然体験活動の充実

- 野外キャンプなどを実施し、子どもが自然の中で集団生活を過ごすことができる機会を提供する
- 医王山山麓ゴゴ山の豊かな自然とふれあう様々な体験活動の機会を提供する
- 金沢湯涌創作の森の自然を生かした体験活動の機会を提供する

3 社会体験活動、環境活動等の充実

- 小中学生を対象に、職業体験教室、工場見学、市立工業高等学校への体験入学等、ものづくり体験を提供する
- 職場体験等を通して乳幼児とふれあう機会を提供する
- 教育プラザ富樫及び教育プラザ此花の体育館を子どもの交流拠点として開放する
- ホテル生息調査やエコ体験講座など、環境に関する活動の機会を提供する
- 幼児・児童を対象とした交通安全教室を開催する
- 公共交通の利用を啓発し、環境に配慮した交通行動を推進する

4 国際交流活動の充実

- 姉妹都市をはじめ海外の子どもとの交流を推進する
- 国際交流に関する活動の機会を提供する
- 小中学校に国際交流員を派遣し、児童生徒の国際理解、異文化体験を深める
- 金沢ユネスコスクールにおける国内外との交流を生かした持続可能な開発のための教育を推進する【再掲】
- 世界の子どもたちとの交流を通し、人材を育成する

5 歴史・文化体験活動、美術・芸術活動等の充実

- 「加賀宝生子ども塾」など金沢の伝統文化を体験する機会を提供する
- 「子どもマイスタースクール」など伝統工芸の職人の技術を体験する機会を提供する
- 市民芸術村等を中心に舞台芸術を体験する機会を提供する
- 金沢美術工芸大学や金沢21世紀美術館等と連携し、美術や芸術に関する体験活動の機会の提供に努める
- 「ジュニアかなざわ検定」など金沢の歴史と文化を学び、理解を深める機会を提供する
- 金沢食育キッズマイスターの育成などを通して、子ども、親子を対象に、食に関する正しい知識と判断力を身につけると共に、食文化への理解を深め、家庭における食育推進を図る【再掲】

6 情報通信技術(ICT)利活用環境等の充実

- 子どもの情報体験機会を充実する
- 情報モラル教育を推進する
- 次世代のICT人材の育成のため、プログラミング教室を開催する

7 スポーツ活動等の充実

- 大人も子どもも参加できるスポーツ大会やスポーツ講座を開催する
- スポーツを身近に感じてもらうために、地域密着型プロスポーツチームと連携する
- トップアスリート等を招き、小中学生を対象とした体験教室を開催する
- 総合型地域スポーツクラブと学校・地域との連携を推進する
- 多様なスポーツ・レクリエーションニーズへの対応のため金沢市城北市民運動公園を拡張整備する
- 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた気運の醸成と市民スポーツの推進を図るための事業を展開する

8 科学活動等の充実

- 「おもしろ科学実験・観察教室」「子ども科学スタジオ」など子ども科学財団での体験活動を充実する
- JAXAや国立天文台との協定の締結による共同作業や、幼児から大人まで幅広い層を対象とした「金沢宇宙塾」を通し、宇宙教育活動を推進する

9 防災教育の充実

- 災害時に子どもが適切な判断・行動ができるよう防災教育を充実する【再掲】
- 子ども消防クラブなど地域主導の子どもの自主活動を奨励する
- 子ども達の「危機管理能力」を高めるため、「火災のこわさ・協力し合う大切さ」を学ぶ講座を開催する

7 子どもの育成のための総合的な相談・研修の充実・強化

教育プラザ富樫と教育プラザ此花の2拠点で、教育と福祉の一層の連携を推し進めます。
社会環境の変化に伴い、多様化・複雑化している子育てへの相談・支援体制を充実・強化し、乳幼児から中学生までの子どもたちの健全な育ちを一貫して推進していきます。

1 地域の子ども育成活動の支援

- 子どもの育成活動をリードする地域のリーダーを養成する
- 校区ごとの青少年健全育成活動を幅広く支援するとともに、地域の子どもの育成活動団体の活動をサポートする

2 子育て総合相談・支援体制の充実・強化

- 引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる、不登校児童生徒への学校復帰支援機能の強化を図る【再掲】
- 乳幼児から中学生まで一貫した総合的な相談受付を行う(ワンストップサービス)【再掲】
- 発達障害支援チームによる、発達障害のある子どもたち、保護者、幼稚園、保育所、小中学校への相談支援を行う【再掲】
- 児童相談所の運営及び相談体制の充実・強化を図る【再掲】
- 要保護児童対策地域協議会(金沢こども見守りネットワーク)を定期的に開催する【再掲】

3 教職員・保育職員研修の充実・強化

- 教育や保育の動向に対応できる研修を充実する
- 教職員や保育職員が自主的に行う研究等を支援するとともに、相互が交流する研修を実施する
- 若手教職員への研修、経験年数や役割に応じた研修の充実を図る【再掲】
- 危機管理能力を向上するため、いじめや体罰に関する研修を強化する
- 子育て支援、乳幼児保育、幼保小連携研修等、幼稚園、保育所の一体的な研修を行う

8 金沢子ども週間の普及・啓発

金沢子ども週間 …… 毎年10月の第2日曜日から1週間

金沢子ども週間は、家庭、地域等での子どもとのふれあいを通して、子どもを育てる大人の役割の大切さをあらためて認識する期間です。

市は、こうした子ども週間の趣旨の普及・啓発に努めていきます。

- 金沢子どもを育む行動推進委員会や各種団体と連携し、行動計画及び子ども週間のPRを行う
- 家庭教育学級、公民館研修会、企業内研修会等でPRを行う
- 子ども週間の趣旨を具体化するイベント(「金沢子ども週間「絆」フェア」)等を開催する